

27 陳情 第 16 号	—————クリニックに関する陳情
付託委員会	福祉健康委員会
受理及び付託 年 月 日	平成 27 年 9 月 9 日受理、平成 27 年 9 月 16 日付託
陳情者	新宿区三栄町————— ————— 代表 ——— 外 1 名
<p>(要 旨)</p> <p>新宿区民の健康被害、経済被害を防止するために、—————クリニックへこれまで以上の立ち入り検査の実施への努力、及び処分のご検討をしていただきたく、ここに陳情いたします。</p> <p>(理 由)</p> <p>—————クリニックにおいて、性感染症と診断をされた患者が治療を受け、別の病院へかかったところ感染はないという診断が出たことから、国の基準値とは異なる診断を行っていたことが発覚し、複数の裁判に発展しました。今年 8 月には「故意による詐欺行為」と報じられ全国的なニュースになっています。裁判の判決においても、「詐欺にあたる」として東京地裁より—————クリニックに賠償金の支払い命令もでています。</p> <p>患者への無用な投薬をすることにより、体調が悪化したという健康被害はもちろん、本来必要のない治療に関する医療費を請求し、患者の経済被害もでています。さらに国民の保険料、税まで不当に請求されています。</p> <p>一般的な食中毒被害と同様に、医療法第 25 条に基づいた立ち入り検査の実施をすることをこれまで何度も要望しておりますが、その度に保健所からは「立ち入り検査を拒否された」というご連絡しかいただくことができませんでした。また、この間にも証拠となる書類を処分されてしまうリスクが高まることとなります。</p> <p>新宿区並びに新宿区保健所が迅速に対応をすることで、被害者を減らすことができた可能性もあります。</p> <p>今後同じような被害者を出さないためにも、ご検討お願いします。</p>	